

## 千曲市空き家バンクリフォーム補助の手引き

### 1. 補助の内容

- (1) 空き家バンクに登録した空き家等のリフォーム工事費用の一部
- (2) 空き家バンクに登録した空き家等にある家財の処分費用の一部

### 2. 補助の対象者

- (1) 過去において本市に居住したことがない者、又は、この要綱による補助金の交付申請をした日前3年以内に初めて転入した方
- (2) 他の市区町村に住民登録があり、定期的に市内に滞在する方
- (3) 空き家バンクに登録した空き家を購入した方（3親等内の親族間を除く）
- (4) 空き家バンクに登録した空き家を賃借した方（3親等内の親族間を除く）  
ただし、当該物件の所有者の承諾書を要提出
- (5) 暴力団員でない方
- (6) 市税等に滞納がない方
- (7) 補助金の交付を受けた日から10年間維持し、または居住する方

### 3. 補助の条件

- (1) 本市の空き家バンクに登録された空き家であること
- (2) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主により実施するリフォーム工事・家財処分であること
- (3) リフォーム工事に要する経費が20万円以上であること  
家財処分に要する経費が5万円以上であること
- (4) 補助対象となった空き家につきそれぞれ1回限り
- (5) 予算の範囲内において交付する

### 4. 補助金の額

- (1) 補助率 工事費等の2分の1
- (2) 限度額 リフォーム工事 100万円  
家財処分 10万円
- (3) 支払い 申請者名義の口座振替のみ
- (4) その他 工事等に要した費用から、他に交付を受けた補助金に係る経費を差し引いた額を補助対象経費とする

## 5. 工事等の種類

### (1) 性能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善工事

- ・水洗化工事(公共下水道に接続する工事)
- ・内装工事(壁紙や床、内壁、天井の張替え等の工事)
- ・バリアフリー工事(手摺設置、段差解消、階段廊下幅の拡幅等)  
※市の他の助成制度の併用不可
- ・省エネ工事(窓、床、壁、天井などの断熱改修工事)
- ・水回り工事(浴室、台所、トイレなどの改修工事)
- ・外装工事(屋根の葺替え・塗装、外壁の張替え・塗装、雨樋の改修等の工事)
- ・間取りの変更等の模様替えを行う工事

### (2) 補助対象とならない工事

- ・外構工事(造園、門扉、塀等)
- ・併用住宅の非住宅部分に関する工事
- ・物置、車庫等の改修、新設工事
- ・井戸に関する工事
- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- ・他の補助金等の対象となる工事
- ・電化製品(テレビ、エアコン、冷暖房機器、冷蔵庫、食洗機、電子レンジ、オーブン、コンロ、炊飯器、照明器具(単体)などの製品類)
- ・耐震化工事 ※別途補助金あり(補助を受けるには、一定の要件あり。)

### (3) 空き家バンクに登録された居住内の家財処分

## 6. 申請期間

### 【リフォーム工事】

売買契約・賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間

### 【家財処分】

空き家バンク登録者・・・空き家バンクに登録した日から1年を経過するまでの期間

空き家バンク利用者・・・売買契約・賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間

## 7. 提出書類

### 《申請時》

#### 【リフォーム工事】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書（施行業者及工事内容を記載・工事見積書の写し添付）
- (3) リフォーム工事の承諾書（賃貸借契約の場合）
- (4) 売買契約書・賃貸借契約書の写し
- (5) 空き家の位置図及び平面図（リフォーム予定箇所を記載）
- (6) リフォームに着手する前の空き家の外観及び工事予定箇所の写真
- (7) 空き家に入居予定の世帯全員の住民票
- (8) 市税の納付確認に関する同意書又は本市に転入する前に居住していた市区町村が発行する納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

#### 【家財処分】

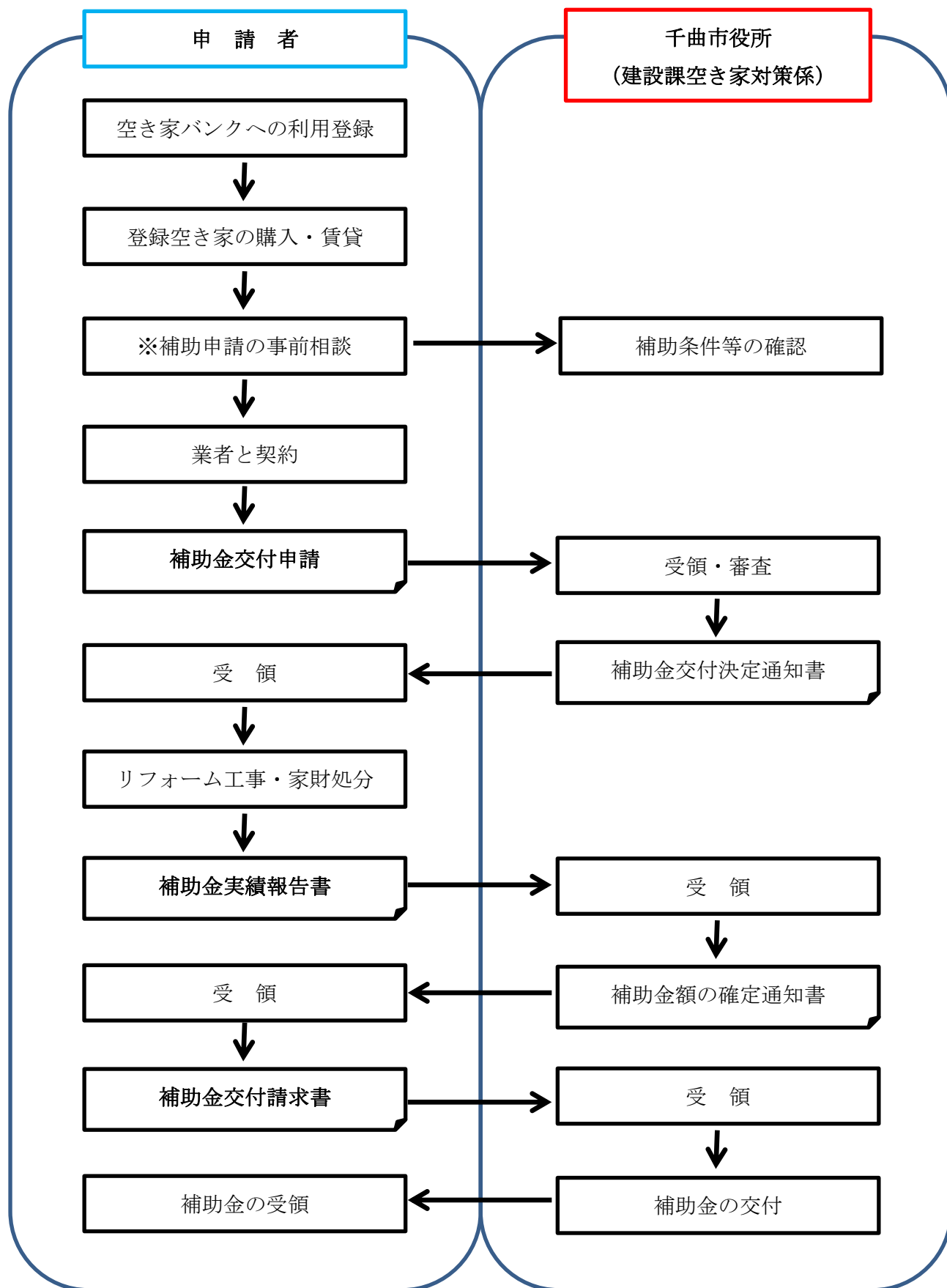
- (1) 交付申請書
- (2) 売買契約書・賃貸借契約書の写し
- (3) 撤去及び処分に係る経費の明細書及び見積書の写し
- (4) 撤去及び処分に要する家財等が写る居住部分の室内の写真
- (5) 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（賃貸借の場合に限る。）
- (6) 市税の納付確認に関する同意書又は本市に転入する前に居住していた市区町村が発行する納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

### 《完了時》

#### 【リフォーム工事・家財処分共通】

- (1) 実績報告書
- (2) 建築確認検査済証（建築確認が必要な建築行為の場合）
- (3) 工事等に係る経費の領収書又は金融機関振込控えの写し
- (4) 工事等を行った箇所の完了後の写真
- (5) 補助事業物件へ転入した記載のある住民票
- (6) その他市長が必要と認める書類

【補助金交付の流れ】



## 8. 注意点

(1) 補助金の交付申請についてはリフォーム工事又は家財処分を実施する前にしなければならないこととなっています。

これ以外の場合は補助金の支払いができませんのでご注意ください。

(2) 賃借される方は、所有者への説明を十分に行ってから必ず所有者の承諾書を提出してください。

(3) 交付申請時には、必ず空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写しを添付していただきます。

契約書の写しの提出がない場合は、補助金の支払いができませんのでご了承ください。

(4) 工事内容等を変更する時又は中止する場合は、補助事業変更・中止承認申請書を提出して承認を受けてください。

(5) リフォーム工事等によるトラブルに関して、千曲市では一切関知できません。

(6) 伝統的建造物群保存地区（稲荷山地区）につきましては、リフォーム等の際に基準が定められており、市への届出等が必要な場合がありますのでご相談ください。